

# 防衛省仕様書改正票

D S P

Y 1001B(1)

## 9mm機関けん銃

制定 平成15. 3. 31

改正 平成22. 7. 20

(SUBMACHINE GUN, 9MILLIMETER)

この改正票は、D S P Y 1001B (9mm機関けん銃) についてのものであり、  
D S P Y 1001B と併用される。

1.4 b) 仕様書 中 “D S P Z 9008 品質管理等共通仕様書” を追加する。

2.10 を次のように改める。

### 2.10 品質管理

品質管理は、次のいずれかによる。

a) D S P Z 9000 (要求する品質管理は、2.2 を選択する。)

b) D S P Z 9008 (要求事項は、表 1 の b による。)

## 防衛省仕様書

D S P

Y 1001B

## 9mm機関けん銃

制定 平成15.3.31

(SUBMACHINE GUN, 9MILLIMETER)

改正 平成20.3.21

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省において使用する9mm機関けん銃(以下「機関けん銃」という。)について規定する。

## 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、NDS Y 0002及びNDS Y 0005による。

## 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1による。

表1－製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号	注記
9mm機関けん銃	1005-281-5364-5	弾倉1個を含む。

## 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 規格

NDS Y 0002	火器用語(小火器)
NDS Y 0005	火器用語(射撃)
NDS Z 0001	包装の総則

## b) 仕様書

DSP Z 9000	品質管理適用仕様書
DSP Z 9004	技術変更提案書の様式

## c) 法令等

武器等製造法(昭和28年法律第145号)  
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)

## 2 製品に関する要求

## 2.1 構成

構成は、銃身部、尾筒部、引金室部、弾倉からなる。

## 2.2 材料・部品

材料及び部品は、次によるものとし、細部は承認図面による。

## 2.2.1 規格

材料及び部品等の規格は、JIS、DSP、NDS等に基づき十分な強度を有するものを使用するものとする。また、これらの規格と同等以上のものを使用してもよい。

## 2.2.2 互換性

互換性は次による。

## Y 1001B

なお、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方は速やかに類別関係資料を提出しなければならない。

- a) 規格等[防衛省規格, 防衛省仕様書, 国定規格, 米国連邦(軍)規格, 米国連邦(軍)仕様書, その他の工業規格, 商業標準を含む。]部品の同一指定品は、当該規格で定める要求条件に適合する範囲において、無作為に取り換えても確實円滑に勘合し、かつ、装備品等の所定性能を発揮し得るものでなければならない。
- b) a)に規定する規格部品のうち、一部の特定のものしか使用できない構造があるときは、資料を提出して調達要求元の承認を得なければならない。

## 2.3 製造方法・表面処理

製造方法及び表面処理は、武器等製造法による許可を有する工場において、次により行うものとする。

## 2.3.1 製造方法

製造方法は、安全性や各種使用条件に十分耐え得るよう各部の構造、強度などを決定し製造するものとする。

## 2.3.2 表面処理

表面処理は、鉄製のものは、黒色酸化皮膜を施すものとし、アルミニウム製のものは、陽極酸化皮膜を施すものとする。

## 2.4 構造・機能

構造及び機能は、付表1及び付図1を標準とし、細部は承認図面による。

## 2.5 形状

形状は、付図1及び付図2を標準とし、細部は承認図面による。

## 2.6 寸法・質量

寸法及び質量は、表2及び付図2を標準とし、細部は承認図面による。

表2－寸法・質量

項目	寸法・質量
口径	9mm
全長	399mm
質量	2800g(弾倉を除く。)
銃身長	120mm
腔せん	右転6条
てん度	250mmについて1回転
弾倉質量	200g

## 2.7 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、さびなどの使用上有害な欠陥がなく、表面処理は、むらなく仕上げられていなければならない。

## 2.8 性能

性能は、自動装てん(填)式であり、9mm普通弾を発射できるものとし、装弾、装てん(填)、閉鎖、撃発、開放、抽筒、蹴出及び撃発準備の各動作が円滑に行われるものとするほか、表3による。

表3－性能

機能	性能
使用弾薬	9mm普通弾
初速	247m/s以上
発射速度	650発/分以上
給弾方式	箱型弾倉 容量25発

## 2.9 製品の表示

製品の表示は、次によるほか、NDS Z 0001による。

なお、細部は承認図面による。

### 2.9.1 標識等

製造会社の商標、品名、固有の銃番号、各自衛隊の標識などの必要な表示を機関けん銃に刻印する。

### 2.9.2 表示

表示は、抗たん試験の実施を表す、Pマークを刻印する。

### 2.9.3 その他

附属品等は、必要なものについて表示を施す。

## 2.10 品質管理

品質管理は、DSP Z 9000によるものとし、要求する品質管理は、2.2を選択する。

## 3 品質保証

### 3.1 試験方法

試験は、火薬類取締法による許可を有する工場において、次の試験方法により行うものとする。

#### 3.1.1 射撃試験

射撃試験は、付表2による。信頼性試験は、調達要領指定書で指示した場合のみ当該契約分について1丁を実施し、実施した銃は納入数量外とする。

なお、発射速度及び初速の測定は、初回契約のみ実施するものとする。

#### 3.1.2 試験済銃

付表2の信頼性試験に使用した試験済銃の納入先については、調達要領指定書による。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

## 4 出荷条件

出荷条件は、次による。

### 4.1 包装

包装については、商慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は、NDS Z 0001による。

### 4.3 輸送方法

契約の相手方は、機関けん銃の納入に際し、次により輸送するものとする。

#### 4.3.1 機関けん銃の本体から遊底を外し、別梱包のうえ別便とする。

4.3.2 機関けん銃本体の輸送は、車扱い列車指定又は2トン(5トンでもよい)コンテナによるものとし、車扱い列車指定の場合は、施錠するものとする。ただし、これらの輸送により難い場合は、契約担当官等の承認を得て一般区域貨物自動車便(一貫輸送に限る。)によることができる。

## 5 その他の指示

### 5.1 附属品・携行工具

附属品及び携行工具は、付図3～付図5を標準とし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4及び表5によ

4

Y 1001B

る。

表4－附属品

品名	物品番号等	数量	注記
負いひも		1	
手入れブラシ		1	
手入れ棒		1	
弾倉		3	
収納ケース		1 <sup>a)</sup>	

注<sup>a)</sup> 数量は、調達要領指定書による。

表5－携行工具

品名	物品番号等	数量	注記
ばね外し		1 <sup>a)</sup>	
収納品袋		1 <sup>a)</sup>	ばね外し及び表4の手入れブラシ、手入れ棒を収納

注<sup>a)</sup> 数量は、調達要領指定書による。

#### 5.2 官給品

官給品は、表6によるほか、数量及び官給場所については、調達要領指定書による。

表6－官給品

品名	物品番号等	数量	官給場所
9mm普通弾	1305-200-1006-5	必要数	調達要領指定書による。
9mm高圧試験弾	1305-200-0995-5	必要数	調達要領指定書による。

#### 5.3 承認用図面

契約の相手方は、契約後速やかに承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。

なお、提出に関する手続その他必要な事項については、調達要領指定書による。

#### 5.4 納入書類

納入書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納入品一式ごとに、表7による。

表7－納入書類

名称	数量	注記
取扱書	1 <sup>a)</sup>	
納入装備品等のかしに関する契約条項	1	
履歴簿	1 <sup>a)</sup>	射撃を実施した試験標的紙(写)1部を添付
地上武器原簿	1 <sup>a)</sup>	射撃を実施した試験標的紙(写)1部を添付
検査成績表	1 <sup>a)</sup>	

注<sup>a)</sup> 数量は、調達要領指定書による。

#### 5.5 型式管理・技術変更提案

a) 型式管理 型式管理は、調達要領指定書による。

b) 技術変更提案 技術変更提案は、DSP Z 9004又は調達要領指定書による。

#### 5.6 その他

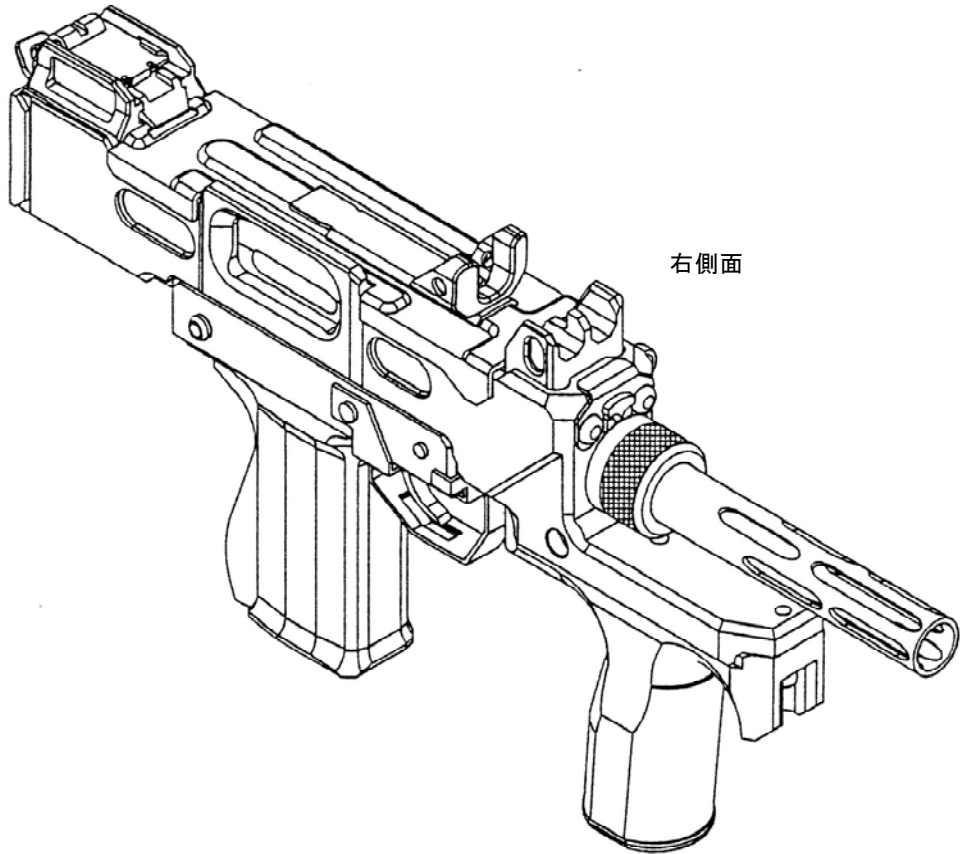
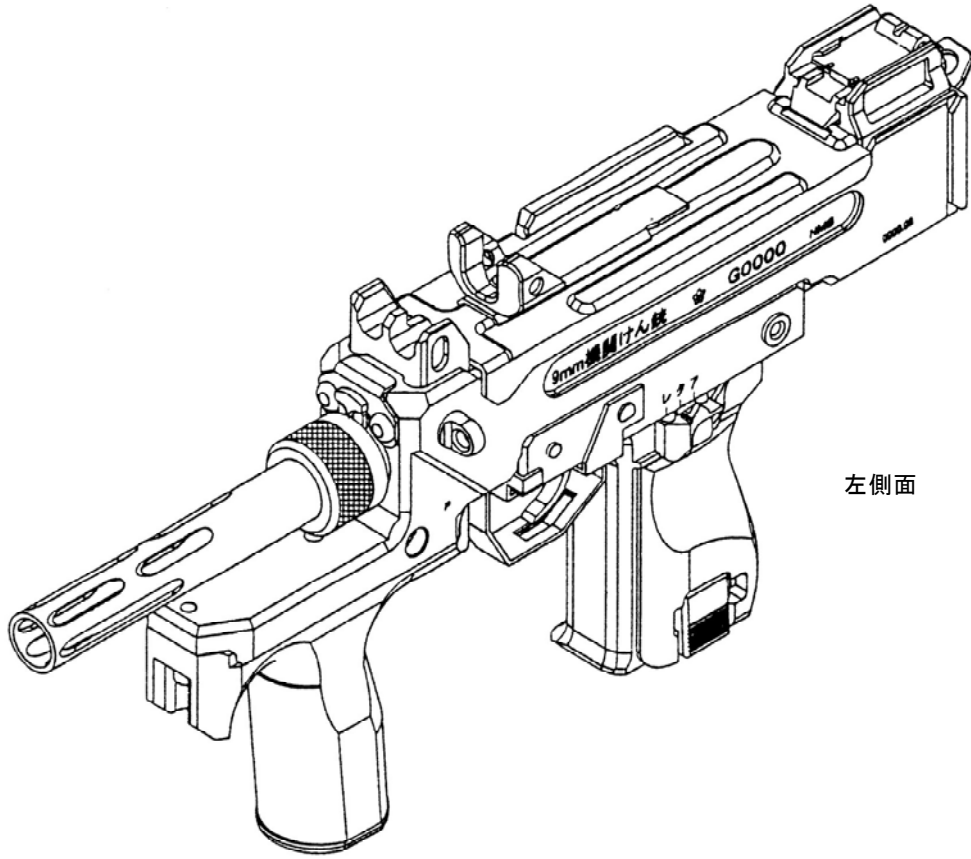
仕様書、図面等の官側の資料は、契約担当官等の許可なく防衛省以外に使用してはならない。

付表1ー構造・機能

構成等	構造・機能
全般 安全機能	a) 機関けん銃の側面に取付けられた安全子により引金をロックする機能 b) 同上安全子を“ア”の位置でロックする機能 c) 補助逆鉤により遊底の前進をロックする機能 d) 腔内の圧力が低下してから遊底を開放できる過早開放防止機能
発射モード の選択機能	安全子により次の機能が選択できる。 a) 安全機能 引金を引いても発射できない機能 b) 単発射撃機能 引金を引くと1発のみ発射できる機能 c) 連発射撃機能 引金を引いている間は、自動的に連続して発射できる機能
弾倉止めの 機能	a) 弾倉装着時、弾倉を保持する機能 b) 弾倉抜取り時、手動操作で抜取りができる機能
照準機能	照星及び照門で目標を照準できる機能
制退機能	射撃による反動の制退効果を上げる機能
各部 銃身部	a) 銃身部は、銃身、制退器及び制退器止めからなる。 b) 銃身は、前方部につば(鏢)部を有し、銃身受けと制退器止めによって尾筒部前方にねじ止めされる構造とする。
尾筒部	a) 尾筒部は尾筒本体、銃身受け、尾筒底、尾筒覆Assy、遊底Assyなどからなる。 b) 尾筒部は主として銃身部、引金室部が取り付けられる。 c) 尾筒内には、尾筒底及び緩衝プランジャーが組み付けられており、遊底とかん(嵌)合して発射時の反動を緩衝することができる構造とする。 d) 尾筒右側には開口部が設けられ薬きょうの排出ができる構造とする。 e) 尾筒覆い部は、尾筒覆いAssy及び槓桿ばねからなり、遊底部と連動して、槓桿の作動ができる構造とする。 f) 遊底部は、尾筒内の底板側面などによって保持され、尾筒内を往復運動ができる構造とする。 g) 遊底部は、遊底Assy、復座ばね、復座ばね軸及びE型止め輪からなる。
引金室部	a) 引金室部は、引金室本体部及び引金機構部からなる。 b) 引金室部は、下部から弾倉を挿入及び固定できる構造で、引金室止め軸によって尾筒部に取り付けられる構造とする。 c) 引金機構部は、引金、逆鉤、逆鉤てい受け、引金Assy、安全子、切換板、補助逆鉤などからなり、発射モードを選択できる構造とする。
弾倉	a) 弾倉は、25発入りとする。 b) 弾倉は、弾倉ばねにより押上板を上昇させる構造とする。

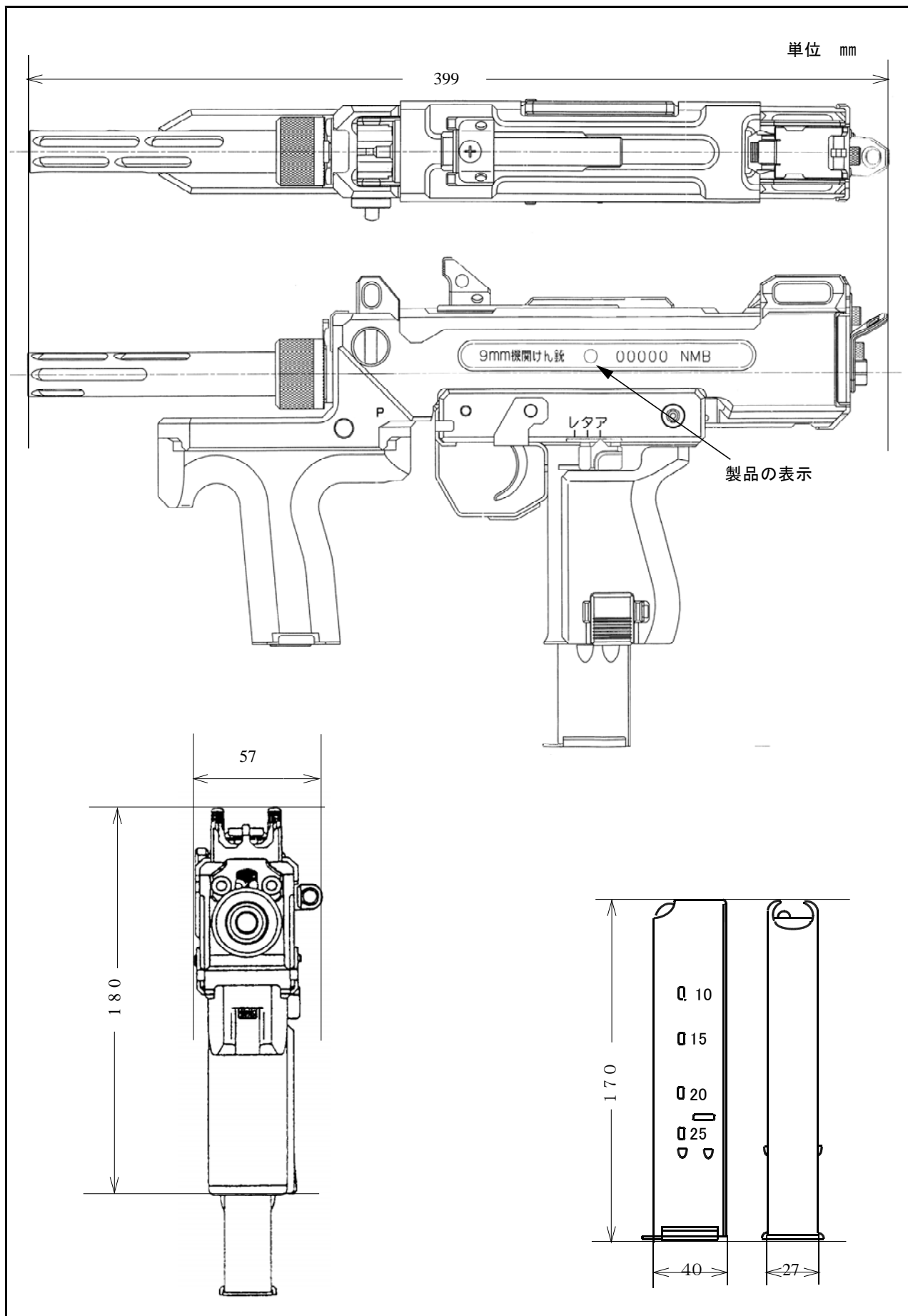
付表 2 - 試験項目及び判定基準

試験項目	発射数	試験条件	判定基準
抗たん試験	1	機関けん銃を抗たん試験装置に固定し、高圧試験弾を発射して行う。	本体に亀裂、変形、その他損傷を生じないものとする。また、薬きょうには、銃身により生じた過度なひび、リング状の膨らみ、その他欠陥を生じないものとする。
機能試験	50	機関けん銃を手撃ちで9mm普通弾を単発25発、連発25発発射して行う。	機関けん銃の作動に異常がないものとする。
命中精度試験	10	機関けん銃を精度試験装置に固定し、次の諸元で9mm普通弾を単発で発射して行う。 射距離 50m 標的 40cm×40cm 又は、それに相当する距離及び標的の大きさとする。	10発中7発以上命中するものとする。
信頼性試験	5,000	機関けん銃を手撃ちで9mm普通弾を発射して行う。	a) 作動不良 1) 射撃前半の2,500発中に5回以下であるものとする。 2) 射撃後半の2,500発中に8回以下であるものとする。 b) 破損又は使用不能部品数 1) 射撃前半の2,500発中に1部品以下であるものとする。 2) 射撃後半の2,500発中に5部品以下であるものとする。
		機関けん銃を精度試験装置に固定し、9mm普通弾を単発25発、連発25発発射して行う。	c) 初速は247m/s以上であるものとする。 d) 発射速度は650発/分以上であるものとする。

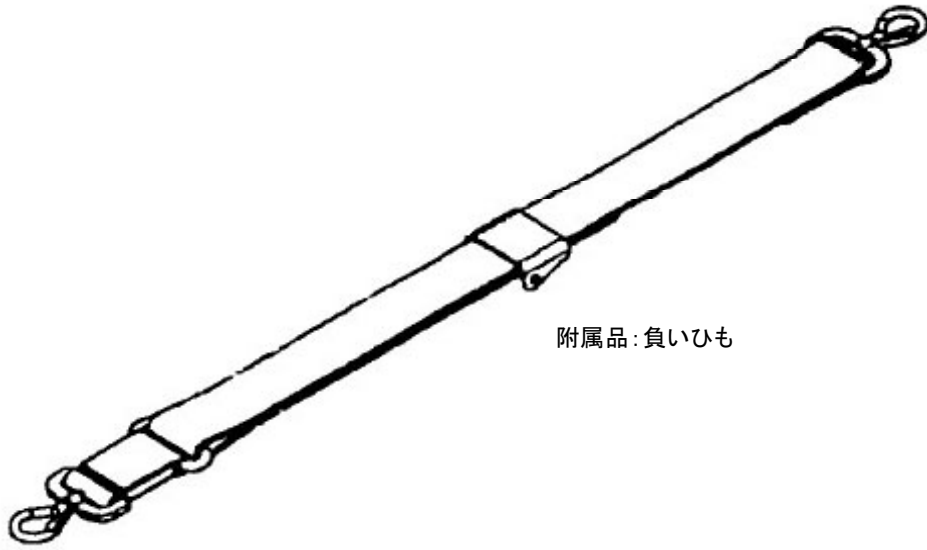


図番	付図1	名称	9mm機関けん銃外觀図	尺度	—
防 衛 省					

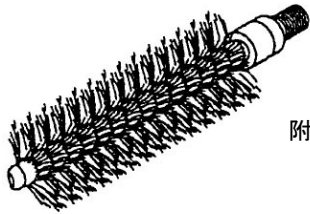




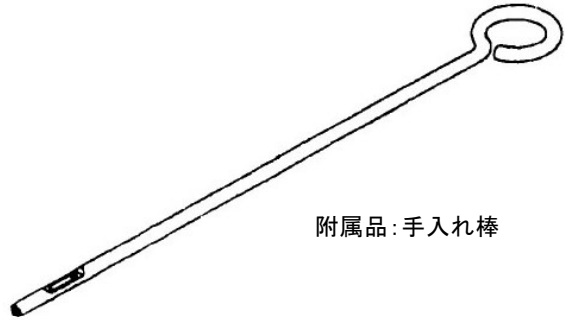
図番	付図2	名称	9mm機関けん銃	尺度	—
		防	衛	省	



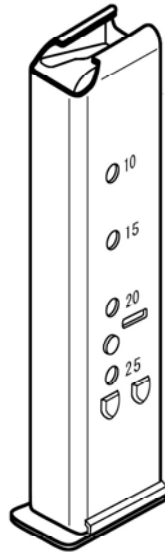
附属品: 負いひも



附属品: 手入れブラシ



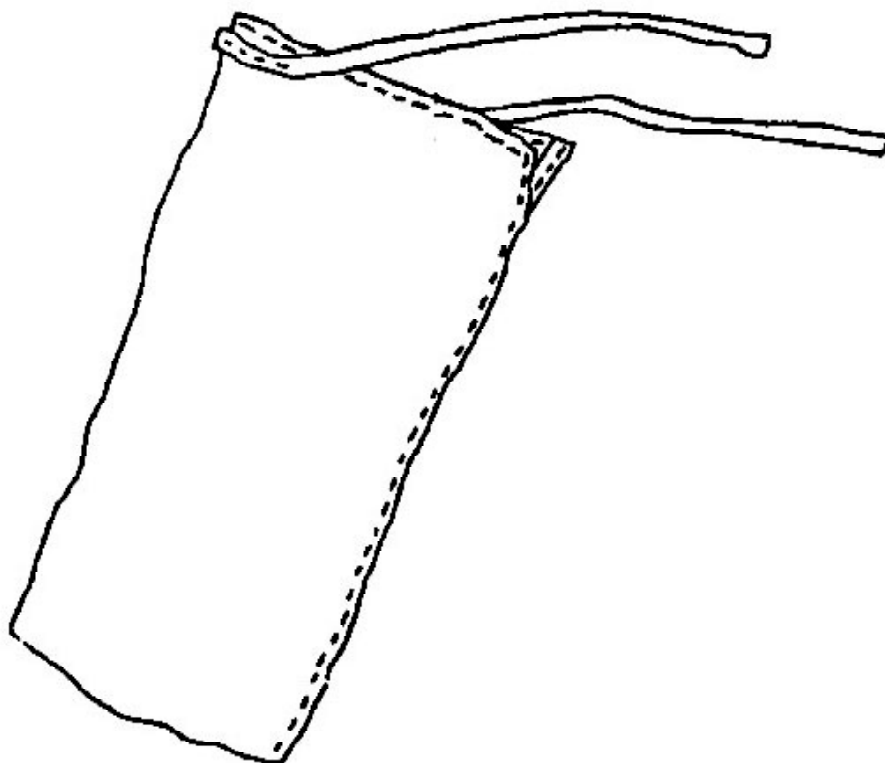
附属品: 手入れ棒



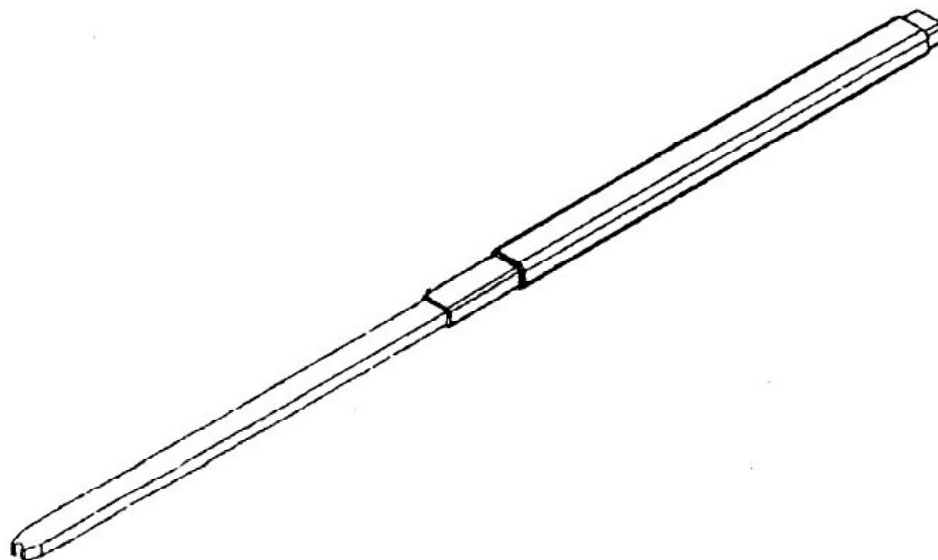
附備品: 弾倉

図番	付図3	名称	9mm機関けん銃附属品	尺度	—
		防	衛	省	

携行工具: 収納品袋

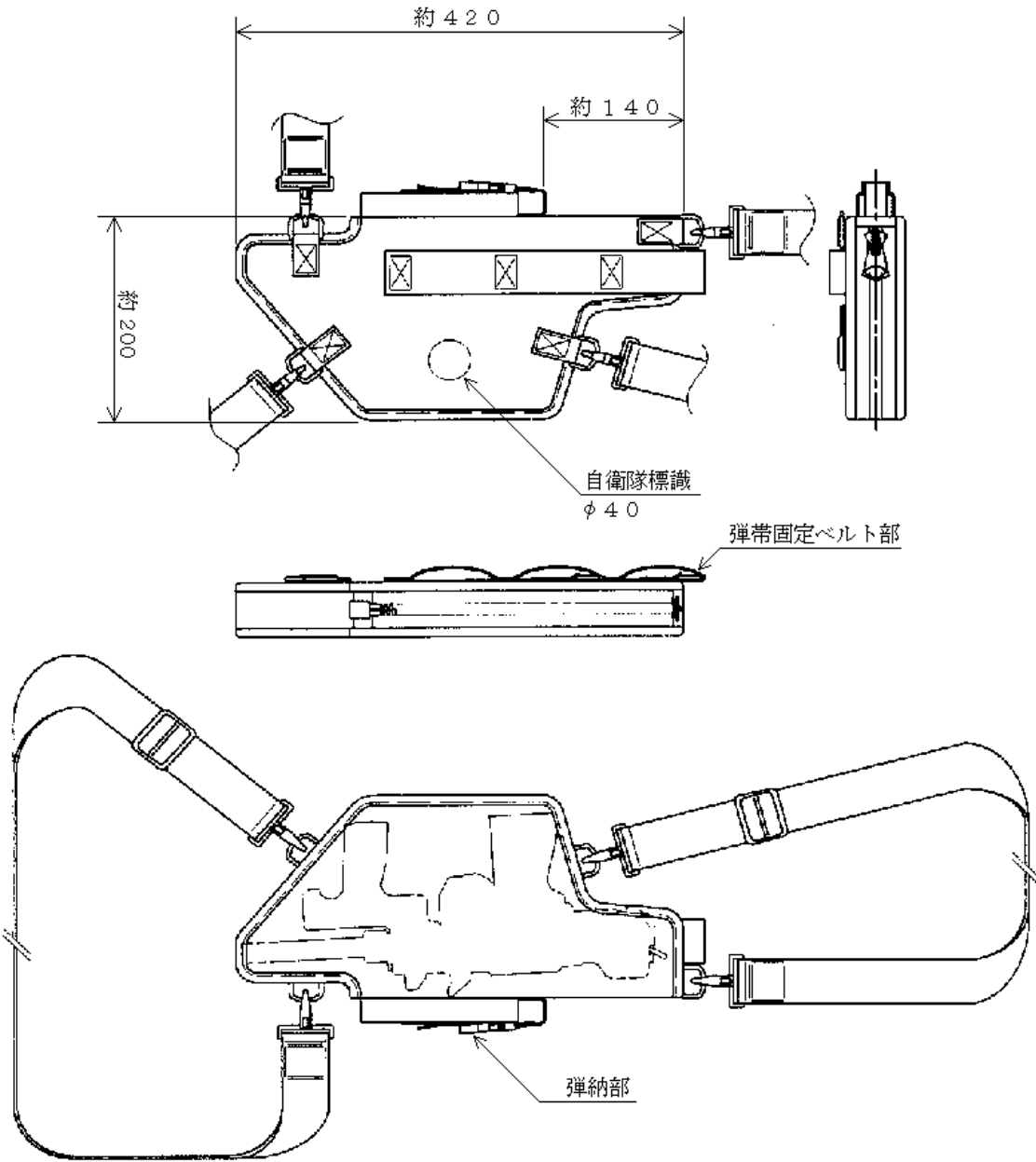


携行工具: ばね外し



図番	付図4	名称	9mm機関けん銃携行工具	尺度	—
防 衛 省					

単位 mm



図番	付図5	名称	収納ケース	尺度	—
		防	衛	省	